

TOKAI グループみらい応援財団
2026 年度 奨学生募集要項

1、奨学金概要

- (1) 給付金額：500,000 円
- (2) 給付期間：2026 年 4 月～2027 年 3 月の 1 年間
(休学または退学、卒業等、途中で在籍しなくなった場合には停止する)
- (3) 給付方法：年 2 回（9 月、3 月）に分けて、本人名義の金融機関口座へ振り込みにて
給付
- (4) 返還義務：なし

2、応募資格

以下（1）～（2）をいずれも該当する者

- (1) 日本国内の 4 年制または 6 年制の大学に在学する学生であること。
- (2) 2026 年度において、大学の学部 に在学する学生であること
ただし、2026 年度において最終学年に在学する者は対象外とする。
- (3) 2026 年 3 月 31 日時点で 28 歳以下であること。

なお、奨学生に認定された際は財団主催のイベントに可能な範囲でご参加いただきます。

3、募集概要

- (1) 募集期間：2026 年 4 月 1 日（水）～2026 年 5 月 29 日（金）
- (2) 募集人数：20 名

4、応募方法

「TOKAI グループみらい応援財団応募者向けマニュアル」に応募方法を掲載しています。
当財団ホームページより当マニュアルをダウンロードし、それに従ってご応募ください。

<https://tokaigroup.miraiousen-foundation.or.jp/guide/>

<エントリー時に必要となる書類>

※書類はすべて、本エントリー時に応募フォーム内で添付いただきます。紙の書類はスキャンし、PDFデータでご提出をお願いします。

※各書類にはそれぞれ提出の際に気を付けなければいけない事項がございます。

必ず「TOKAI グループみらい応援財団応募者向けマニュアル」をご参照の上ご準備をお願いします。

※①～④は当財団ホームページよりダウンロードいただけます。

①TOKAI グループみらい応援財団奨学生選考申込 チェックリスト

②TOKAI グループみらい応援財団 奨学生推薦書

③GPA 計算書

④課題レポート

テーマ：『あなたがこれまでに経験した身近な社会問題や地域の課題と、その解決策』
自分ができる具体的な行動や取り組みを、自身が学ぶ学問と結び付けて述べてください。

枚数等：横書き 800 文字程度

⑤在学大学の在学証明書

※2026年4月1日以降の日付のものをご提出ください。

⑥直近の成績証明書

⑦生計維持者（経費支弁者）の直近の課税（非課税）証明書または源泉徴収票の写し

※経費支弁者が海外在住等の理由により上記書類が提出できない場合は、応募不可となります。

⑧世帯全員分の住民票の写し

※該当者はこれと合わせて追加書類の提出が必要となります。

「TOKAI グループみらい応援財団応募者向けマニュアル」をご参照ください。

応募期限

2026年5月29日（金）必着

※紙の書類はスキャンしてPDFの状態に応募フォームに添付してください。

※提出された書類は返却いたしません。

5、選考・採用内定

応募いただいた書類により、当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

選考結果は8月中旬までにご本人に通知いたします。

なお、採用者については、在籍大学へも連絡いたします。

6、奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が求める、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下に該当する場合、速やかに当財団へ届け出ること

①期中で休学または退学、卒業をするとき

②停学、除籍処分を受けたとき

③他の大学や学部編入することが決まったとき

④当財団の奨学金受給を辞退するとき

⑤他の奨学金を受給することが決まったとき

※当財団の奨学金は、他の奨学金との併給が可能です。

※他の奨学金の受給状況は選考に一切使用いたしません。

⑥採用時に届け出た情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

7、奨学生の資格喪失

次の事由に該当した場合、奨学生としての資格を失うこととなります。

①停学となったとき

②退学、除籍、卒業等により期中で在籍しなくなったとき

③奨学生より辞退の申し出があったとき

④正当な理由なく、“6、奨学生の義務”を果たさなかったとき

⑤学業成績又は品行が著しく不良であるとき

⑥反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

⑦前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

8、個人情報の取り扱いについて

応募の際に提出して頂く個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

9、その他

当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

10、問い合わせ先

下記へお問合せください。

一般財団法人 TOKAI グループみらい応援財団 奨学生事務局

電話：054-254-0555（平日：9:30～16:30）

以上